**一般社団法人　明るい未来　定款**

1. **総則**

（名称）

1. 当法人は、一般社団法人　明るい未来　と称する。

（主たる事業所）

1. 当法人は、主たる事務所を静岡県駿東郡清水町に置く。

２　当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

（目的）

1. 当法人は、食を通じて子供の健全な育成を支援するとともに、地域の子どもを地域で見守り、地域で育むとともに、学びや暮らしを支えるネットワークを作り、子どもの未来を明るく希望の持てるものにしていく事を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。  
   　1．食育推進活動及び子供への食事の提供活動  
   　2．社会教育の推進を図る活動

3.まちづくりの推進を図る活動

4. 子どもの健全育成を図る活動

　5．イベントの企画  
　6．各種セミナー、講演会の主催、運営  
　7．その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（公告）

1. 当法人の公告は、電子公告により行う。
2. **会員**

（種別）

1. 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
2. 正会員　当法人の目的に賛同し入会した者
3. 一般会員　当法人が行うこども食堂等に参加するために入会した者
4. 賛助会員　当法人の事業を援助するために入会した者

（入会）

1. 当法人の会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込みし、理事長の承認受けなければならない。

（経費負担）

1. 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

1. 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

（除名）

1. 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。
2. 本定款その他の規則に違反したとき
3. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
4. その他の除名すべき正当な事由があるとき

（会員の資格の喪失）

1. 前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
2. 会費の納入が1年以上されなかったとき
3. 総正会員が同意したとき
4. 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第十一条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人にかんする法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

２　当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

1. **社員総会**

（権利）

第十二条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

（構成）

第十三条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（開催）

第十四条　定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第十五条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

２　総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

（議長）

第十六条　社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等あるときは、その社員総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

（決議）

第十七条　社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 定款の変更
3. 解散
4. その他法令で定めた事項

（代理）

第十八条　社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

（決議及び報告の省略）

第十九条　理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

２　理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第二十条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

1. **理事**

（理事の設置）

第二十一条　当法人に、理事1名以上を置く。

２　理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。

３　理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事を各若干名を定めることができる。

（選任）

第二十二条　理事は、社員総会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。

３　理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

（理事の職務権限）

第二十三条　理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

２　理事は、当法人の業務を執行する。

（任期）

第二十四条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事は、第二十一条第一項に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

（解任）

第二十五条　理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬）

第二十六条　理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第二十七条　理事はその任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

２　当法人は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事の過半数の同意によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

1. **計算**

（事業年度）

第二十八条　当法人の事業年度は、毎年●月1日から翌年●月末日までの年1期とする。

（事業報告及び決算）

第二十九条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

1. 事業報告及びその附属明細書
2. 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

２　事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

３　貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

1. **定款の変更及び解散**

（定款の変更）

第三十条　本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

（解散）

第三十一条　当法人は、次の事由によって解散する。

* + 1. 社員総会の特別決議
    2. 社員が欠けたこと
    3. 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
    4. 破産手続き開始の決定
    5. その他法令で定める事由

1. **附則**

（最初の事業年度）

第三十二条　当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成31年●月末日までとする。

（設立時役員）

第三十三条　当法人の設立時役員は、次の通りである。

　　　　　　設立時理事　上野悟史

　　　　　　設立時代表理事　上野悟史

（設立時社員）

第三十四条　設立時社員の指名及び名称及び住所は、次の通りである。

静岡県三島市徳倉４－２７－１８

　　　　　　合同会社　心

静岡県三島市徳倉４－２７－１８

　　　　　　上野悟史

（法令の準拠）

第三十五条　本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人明るい未来設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

　　平成　　　年　　月　　日

　　　　設立時社員　　合同会社　心

　　　　　　　　　　　代表社員　上野悟史

設立時社員　　上野悟史